

# 保育士等の加点にかかると同意書

本加点は、保護者が、①認可保育施設、②幼稚園、③企業主導型保育事業、④高槻認定こども園分室（年度利用保育）、⑤高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）で保育士・保育教諭・幼稚園教諭等として就労される場合（週の就労時間30時間以上、予定を含む）に、下記のとおり利用調整において加点するものです。

## <高槻市内>

- 認可保育施設で就労（週30時間以上、予定含む）：**10点**
- 幼稚園、企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）で就労（週30時間以上、予定含む）：**6点(※)**

## <高槻市外>

- 認可保育施設で就労（週30時間以上、予定含む）：**3点**
- 幼稚園、企業主導型保育事業で就労（週30時間以上、予定含む）：**1点(※)**

**※幼稚園・企業主導型事業等(市内6点、市外1点)については、令和6年4月入所選考からの適用となります。**

(保護者記入欄) **※裏面『保育士等の資格保持者でお子様の保育施設利用を希望される方へ』を確認の上、ご署名ください。**

高槻市保育施設利用調整において「保育士等加点」の適用に当たり下記1～3の事項に同意します。

1	児童の保育施設利用期間は、就労証明書に記載される勤務場所・勤務時間で保育士・保育教諭・幼稚園教諭等として勤務していただきます。
2	就労状況に変更が生じた場合や、やむをえない事情により退職が決まった場合は、直ちにその旨を申告していただきます。
3	本加点は、保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭等として <u>週30時間以上就労することが前提</u> となります。よって、退職や勤務時間減少等により、選考時の加点条件を満たさなくなる事象が発生した場合は、退園いただく場合がございます。

令和 年 月 日 保護者氏名： \_\_\_\_\_

児童氏名： \_\_\_\_\_

## (勤務先記入欄)

上記の者が下記①・②のとおり、保育士・保育教諭・幼稚園教諭等として週30時間以上勤務する（勤務予定である）ことを認めます。

- ①勤務期間：  平成・令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日  
 雇用期間の定めなし

②勤務地（勤務予定地）※いずれかにの上、可能な場合は施設名を記入してください

		市内	市外
<input type="checkbox"/>	認可保育施設（施設名： _____ ）	+10点	+3点
<input type="checkbox"/>	幼稚園（施設名： _____ ）	+6点	+1点
<input type="checkbox"/>	企業主導型保育事業（施設名： _____ ）	+6点	+1点
<input type="checkbox"/>	高槻認定こども園分室（年度利用保育）、または高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）	+6点	—
<input type="checkbox"/>	認可保育施設・幼稚園・企業主導型保育事業のいずれかにて勤務予定であるが、いずれで勤務するかは未定	+6点	+1点

令和 年 月 日 施設・事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名（施設長名） \_\_\_\_\_ 印

# 保育士等の資格保持者でお子様の保育施設利用を希望される方へ

待機児童解消対策として保育士確保に取り組むため、下記のとおり利用調整における保育士等への加点を設けています。

**幼稚園・企業主導型事業等（市内6点、市外1点）については、令和6年4月入所選考からの適用となります。**

## 加点条件（1～4をすべて満たす必要あり）

1. 保護者が、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・看護師・准看護師・保健師のいずれかの資格を有しており、①2・3号認定定員を設定する認可保育施設、②幼稚園、③企業主導型保育事業、④高槻認定こども園分室（年度利用保育）、⑤高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）にて、保育士・みなし保育士・幼稚園教諭等として勤務している又は勤務予定であること。  
あるいは、保育士・看護師・准看護師・保健師・助産師のいずれかの資格を有しており、認可保育施設（小規模保育事業所等を除く）、幼稚園、企業主導型保育事業にて、病児保育事業に従事している又は従事予定であること。

	通常保育・教育	病児保育事業 (病児・病後児・体調不良)
対象施設 対象資格	認可保育所、認定こども園、 小規模保育事業所等、 幼稚園、企業主導型保育事業、 高槻認定こども園分室（年度利用保育）、 高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）	認可保育所、認定こども園、 幼稚園、企業主導型保育事業
保育士	加点対象	加点対象
幼稚園教諭 小学校教諭 養護教諭	加点対象	加点対象外
看護師 准看護師 保健師	加点対象	加点対象
助産師	加点対象外	加点対象

2. 常勤又は常勤に準ずるものとして、月120時間以上（週30時間以上）勤務・従事している又は勤務予定・従事予定であること。
3. お子様は認可保育施設等を利用する間は、就労証明書に記載される勤務場所・勤務時間で保育士等として勤務・従事すること。
4. 上記1～3の事項について記載された同意書（職場の証明印が必要）に各資格を証する書類の写しを添付して提出すること。（同意書の様式は保育幼稚園事業課窓口・本市ホームページ「幼稚園・保育所等に関する様式集（保護者向け）」にあります。）

## 加点内容

勤務地	市内	市外
2・3号認定定員を設定する認可保育施設	+10点	+3点
幼稚園	+6点	+1点
企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、 高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）	+6点	+1点
認可保育施設・幼稚園・企業主導型保育事業のいずれかにて勤務予定であるが、 いずれで勤務するかは、まだ決定していない	+6点	+1点

## 注意事項

- ・本加点は利用調整上の加点であり、入所を保障するものではありませんのでご了承ください。
- ・保護者ともに保育士等で本加点の対象の場合、加点は一方のみ（どちらかのみ）となります。